

# 行政事業レビュー実施要領の一部改正（概要）

## レビュー実施要領について

○ 行政事業レビュー実施要領は、各府省庁がレビューを実施するにあたり、統一かつ効率的実施の観点から、行革推進会議において、各府省庁に共通する手続等を定めるもの。例年3月に所要の見直しを行った上で、各府省庁に通知。

（参考）実施要領の概要

- ・レビュー実施の体制整備
- ・各府省庁による事業の点検（レビューシート記載に係る留意事項や公表時期、書面点検や公開プロセスといった外部有識者による点検等）
- ・行政改革推進会議による検証（秋のレビュー等）

## 見直し（案）

○ 既存の行政事業レビューの事務作業プロセスを効率化・簡素化し、各府省庁の業務負担を軽減することで、行政事業レビューの質の向上や適切かつ正確な情報発信に資するよう、以下の見直しを実施。

- レビューシート作成の省力化
  - ・「政策評価との関係」の記載を簡素化（URL記載で対応）
  - ・「新経済・財政再生計画との関係」の記載を簡素化（URL記載で対応）
  - ・行政事業レビューシートの公表を一本化
- 外部有識者による書面点検の省力化
  - ・最終実施年度・最終目標年度の事業（類似事業を継続する場合を除く）に対する書面点検を廃止
  - ・新規事業（補正計上のものに限る）について、外部有識者に諮ることなく、同書面点検は翌年度に実施
- 政策評価との連携・事務負担の軽減
  - ・総論として、政策評価との連携による事務負担軽減を図る旨を明記
- その他所要の整備